

(別紙)

海上輸送パターン

パターン	輸送方法	対象経費	証拠書類(例) ^{*1}
A	市町村がチャーターする運搬船により、 <u>最終所有者</u> が運搬	チャーター船運搬・荷役・その他の費用	- 船会社、荷役会社との契約書・領収証 - 引取証明書
B	<u>最終所有者</u> (又は委託を受けた者)が定期船を利用して運搬	定期船運賃	- 定期船乗船券半券 - 引取証明書
C	市町村がチャーターする運搬船により、 <u>関連事業者</u> ^{*2} が運搬	チャーター船運搬・荷役費用	- 船会社、荷役会社との契約書・領収証 - 移動報告の画面コピー
D	<u>関連事業者</u> が運搬船をチャーターして運搬	チャーター船運搬・荷役費用	- 船会社、荷役会社との契約書・領収証 - 移動報告の画面コピー
E	<u>関連事業者</u> が定期船を利用して運搬	定期船運賃	- 定期船乗船券半券 - 移動報告の画面コピー

*1: 資金出えんにあたって輸送・引取実績等を証明する関連書類で、離島市町村において管理するもの。標記証拠書類が入手できない場合は、これに代る輸送・引取実績等を証明する関係書類を証拠書類とする。いずれにしても事業計画書に何を証拠書類とするかについて記載することが必要。

*2: 島内に存在する自動車リサイクル法関連事業者(登録引取業者や許可解体業者等)。

海上輸送パターンは、原則、海上輸送を行う区間毎に特定するものとするが、1種類のパターンの場合と組み合わせのパターンの場合がある(パターンを併用する場合や複数段階の海上輸送となる場合を想定)。